

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、全てのステークホルダーとの「共創」による価値の創造に「誠実」に取り組むことを経営スタンスとしております。また、その実現に向けて、経営の透明性、健全性を高めることが重要であると考え、諸施策に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
IIB株式会社	4,400,000	41.32
神藏孝之	303,300	2.85
落合樹一	87,300	0.82
大上二三雄	81,100	0.76
中根昌幸	80,000	0.75
澄岡和憲	67,600	0.63
株式会社SBI証券	66,600	0.63
横峯慶郎	54,300	0.51
神藏裕里香	51,100	0.48
竹下照雄	50,000	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小宮山宏	他の会社の出身者								△			
荒竹純一	弁護士								○			
田中最代治	他の会社の出身者											
大上二三雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小宮山宏		○	小宮山宏氏は、過去に当社との間で事業上の取引があり、取締役の報酬とは別に対価を支払っております。これらの取引額は当社単体営業収益と比べて0.1%であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております	小宮山宏氏を社外取締役とした理由につきましては、東京大学第28代総長として改革に取り組まれた大学経営における豊富な経験に加え、化学工業、地球環境及び資源・エネルギーなどの幅広い分野での高度な専門的知識を有しておりますので、当社の経営に対して大所高所からの指導・助言を行うことができ、併せて独立した客観的な観点から経営の監督を行うことができると判断しております。

荒竹純一	○		荒竹純一氏は、当社と顧問弁護士契約を締結しており、弁護士報酬を支払っております。これらの取引額は当社単体の営業収益と比べて0.7%であるため、同氏の独立性に問題は無いと判断しております。	荒竹純一氏は、弁護士登録をされて以来、法廷弁護士として裁判所での弁護活動を行う一方で、企業法務の分野にも注力し、なかでも企業のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、CSRのあり方について精通し、多くのクライアント企業に対してアドバイスを行ってきております。こうした経験と見識を持つ同氏は、当社取締役の職務執行を監督する立場にある社外取締役に適任であると判断しております。
田中最代治	○		----	田中最代治氏は、これまでの豊かな経験を活かして株式会社田中経営研究所を設立し、さまざまな経営者に対して助言を行う傍ら、関係する多数の企業の役員も務めております。同氏は、長年にわたる会社経営より得られた経験及び経営に関する幅広い知見を有しております。こうした経験と見識を持つ同氏は、当社取締役の職務執行を監督する立場にある社外取締役に適任であると判断しております。
大上二三雄	○	○	----	大上二三雄氏は、経営戦略、企業変革コンサルティング、アウトソーシング、ベンチャー投資及び戦略的提携等の経験を活かしエム・アイ・コンサルティンググループ株式会社を創業し、代表取締役として、コンサルティング、事業開発、ベンチャー企業投資・育成に取り組まれました。こうした経験から経営に関する豊富な知識を有しており、当社取締役の職務執行を独立した客観的な視点から監督する立場の社外取締役に適任であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員は、内部監査グループとの連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。なお、職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外の指揮命令を受けず、また、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得たうえで決定するなど、取締役からの独立性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、監査計画に基づき会計監査人である東陽監査法人より四半期毎に会計監査及び内部統制監査の監査結果を確認しております。また内部監査グループとは定期的にミーティングを行い、監査体制、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて相互に情報を共有するなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成22年8月18日の取締役会決議による新株予約権の発行総額は107百万円となっております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

該当する事項はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬等の開示を行っておりません。取締役全体における対象人数及び報酬等の額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬等は、株主総会で承認された限度内において各人の職位や経営に対する貢献度を取締役会及び監査等委員会において勘案し決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助すべき使用人は設けておりませんが、情報伝達については管理部門が担当しております。
また定期的に開催される監査等委員会において社外取締役は意見交換等により情報共有を図るとともに、内部監査グループは内部監査の結果の報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営を監督する仕組みを確保する目的で監査等委員会設置会社を採用しています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役は3名(すべて社外取締役)であります。独立性の高い社外取締役によって、経営のモニタリング機能の強化を図っております。
取締役会は、毎月開催し、必要に応じて臨時開催を行っております。業務執行に関する意思決定機関として、経営の基本計画、法令で定められた事項、その他重要な取締役会付議事項につき決定するとともに、代表取締役をはじめ各取締役の業務執行を行っております。
なお、当社では、経営機構の一層の強化並びに意思決定及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制度を導入しており、経営環境の変化への対応を目的として取締役の任期を1年としております。
会計監査人につきましては東陽監査法人を選任し、会計監査を受けております。また、法的な問題につきましては顧問弁護士に相談し、適宜助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、透明性の高い経営を実現し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期日より2日以上前倒して株主に対して招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の6月29日を回避して6月23日に開催いたしました。
その他	招集通知の早期発送に加え、東京証券取引所のTDnet及び当社WEBサイトへ開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報公開基本方針を制定しており当社ホームページで公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいてIR資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営スタンスとして当社ホームページに公表しております
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算資料等を定期的に公表するほか、開示すべき「その他重要な事実」についても、あらかじめ定められた手続きを踏まえたうえで、迅速に公表してまいります。 また、適時開示に関わる情報開示は、TDnetを利用して行います。TDnetで公表された情報は、当社ホームページにも掲載いたします。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループでは、コンプライアンス行動指針及びコンプライアンス規程をコンプライアンス体制構築の基盤に据え、取締役及び使用人がこれを遵守することにより、企業倫理意識の向上に努める。
 - ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定めるところにより、法定事項及び経営方針その他業務執行上の重要事項を決定・承認する。また、取締役は相互に職務の執行を監督することにより、法令及び定款に反する行為を未然に防止する。
 - ・管理担当取締役は、当社グループのコンプライアンス体制整備及び施策推進全般を統括する。また、内部監査グループは、社内諸規程等に定められた各種ルールの遵守状況を中心に定期的な内部監査を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書及びその他取締役の職務の執行に関する重要書類は、取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程等の関連規程に基づき、書面又は電磁的な記録により、適切に保管及び管理を行う。また、それらの書類は、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社及び子会社損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、当社グループのリスク全般の管理を統括し、内部監査グループは、各リスクの責任部署や管理方法を規定し、リスク管理体制の明確化を図り、重要なリスクに関しては管理担当取締役と協議の上、取締役会において審議し、各部門のリスク管理状況を把握する。
 - ・全社的な経営危機に関わる緊急事態が発生した場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を直ちに設置の上、速やかに対策を講じ、会社が被る損害を防止あるいは最小限に止める。
4. 当社及び子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、職務分掌規程、職務権限規程及び決裁権限に関する内規等に基づく適切な体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
 - ・当社は、業務執行機能の強化を目的として執行役員制度を導入しており、業務執行に関する意思決定事項については、取締役会において決議された職務分掌の範囲内で行う。
 - ・当社では、定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ・当社では、職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・管理部門は、子会社の管理機能を所管し、関係会社管理規程に基づき適切な子会社の業務執行管理を行う。
 - ・子会社の取締役は、当社の取締役を兼務しており、当社の取締役会にて子会社の業務状況に関する定期的な報告を行う。また、子会社の監査役は法令に従い監査を行う。
 - ・内部監査グループは、当社グループ内部監査規程に基づき業務の適正性を監査する。
 - ・子会社の資金管理については、当社にて一括して行うこととし、資金の統制及び効率化を図る。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の職務は、内部監査グループにおいてこれを補助する。
 - ・内部監査グループの使用人の任命、異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得た上で決定する。
 - ・内部監査グループの使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者からの指揮命令を受けずに遂行するものとする。
7. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、監査等委員でない取締役及び担当部門は、以下の事項につき、監査等委員会に定期的な報告を行うとともに、当社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生の恐れがあると判断したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - 1) 経営、事業及び財務の状況並びに業績及び業績見込み
 - 2) 法令及び定款に違反する重大な事実
 - 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及びその他経営に係る重要な発生事実等
 - ・監査等委員会が適切な監査を行う上で必要な情報を適時入手できるよう、以下の体制を整備する。
 - 1) 原則として毎月開催される取締役会及び重要会議への出席
 - 2) 重要決裁書類等の閲覧
 - 3) その他、監査等委員が適切な監査を行う上で必要な情報の提供
8. 監査等委員会及び子会社監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループは、当社の監査等委員会及び子会社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行う。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換会の開催、取締役及び執行役員等重要な使用人からの職務執行状況の個別聴取など、監査等委員会が必要な情報収集を行える体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、企業活動における法令等の遵守を定めたコンプライアンス行動指針に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持たず不当要求に対して断固として拒絶する社内体制を整備する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

